

改正後

埼玉県環境影響評価条例施行規則

第一条～第十二条 (略)

第十三条 条例第十七条第一項(条例第三十一条の第三項において準用する場合を含む。)の公聴会(以下「公聴会」という。)は、関係市町村ごとに開催するものとする。この場合において、当該関係市町村内に公聴会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において公聴会を開催することがやむを得ないと認められるときは、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

第十四条～第三十三条 (略)

別表第一(第一条関係)

区分	対象事業
一～二十	(略)
備考	この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区 二～七 (略)

別表第二(第三条関係) (略)

別表第三(第七条関係)

対象事業の種類	行為
一・二	(略)

改正前

埼玉県環境影響評価条例施行規則

第一条～第十二条 (略)

第十三条 条例第十七条第一項(条例第三十一条の第三項において準用する場合を含む。)の公聴会(以下「公聴会」という。)は、関係市町村ごとに開催するものとする。この場合において、当該関係市町村内に公聴会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において公聴会を開催することがやむを得ないと認められるときは、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

第十四条～第三十三条 (略)

別表第一(第一条関係)

区分	対象事業
一～二十	(略)
備考	この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。 一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区 二～七 (略)

別表第二(第三条関係) (略)

別表第三(第七条関係)

対象事業の種類	行為
一・二	(略)

二の二 林道の 新設及び改築	イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第29条第 7項の規定による許可の申請 ロ ト (略)
三十七	(略)

様式第一号 様式第十六号 (略)

二の二 林道の 新設及び改築	イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律第29条第7項の規定 による許可の申請 ロ ト (略)
三十七	(略)

様式第一号 様式第十六号 (略)